論説

企業の社会的責任論に対する法学からのアプローチ

中村一彦

一　はしがき

企業の社会的責任が具体的に何を意味するかは「責任」の上に「社会的」という漠然とした語を冠しているため、この問題の考察を困難なものにしており、論者によって、その説くところ多種多様である。経営学を中心として、経済学、会計学、社会学または法学において、あるいは実践活動を行なっている企業経営者によって、幅広く議論がなされているが、企業の社会的責任に関する理論そのものは、現在のところ、どの分野においても、まだ体系的に確立されていないというのが実情である。むしろ、多くの学問の綜合あるいは協力が必要なテーマと言えよう。われわれ法学者のこの問題に対するアプローチの仕方にも、色々あるであろうが、何よりも関連した学問分野の成果を踏まえて、研究を進めるのが最も望ましいことは言うまでもない。

アメリカにおいて、企業の社会的責任に関する議論が本格的に盛んに行なわれるようになったのは、一九五〇年

以降のことであるが、この問題を主として企業家個人の道徳や倫理の問題としてとらえられた時期まで加えれば、歴史は一八九〇年代にまでさかのぼることになる。[1] その頃、企業家は自分がすべての者の福利のために信託されて富を保有する、神が選んだ道具であるということで、他の人々よりも多くの富をもつことを正当化していた。[2] したがって、寄附のような金持の個人の慈善的行動は社会に対する企業家の個人的義務を果たす手段であった。しかし、企業そのものについての倫理的関心を表明するものではなかった。

一九二〇年から三〇年を境にして、次第に、企業そのものの社会的責任が論争されるようになり、ヴェブレン（T. Veblen）やそれに続く、いわゆる制度学派[3]（Institutionalism）の主張が展開される。たとえば、バーリ（A. A. Berle. Jr.）とミーンズ（G. C. Means）は、一九二九年、アメリカの二百の巨大会社（鉄道会社四二、公共事業会社五二、産業会社一〇六）について、どの程度の株式を所有すればその会社を支配できるのかという観点、あるいは法律上の方法による支配という観点から実態を調査し、その四四％が、株式所有にもとづく「所有者支配」をはなれて、所有によらない「経営者支配」（Management Control）に移っていることを明らかにした。[4] また、バーナム（J. Burnham）は、第一次大戦後以降において、日本を含めた先進諸国は資本家的社会から経営者社会（managerial society）に移りつつあるという。[5] そして、ジェネラル・エレクトリック会社の重役であるヤング（O. D. Young）[6] や、同社社長のスオープ（G. Swope）[7] などの経営者達は、企業の果たすべき社会的責任について、それを彼らの経営理念という形で積極的に発言するようになる。

第二次大戦後、とくに一九五〇年代に入ると、もはや単なる企業家の道徳の問題や、経営者の経営理念の問題ではなく、現代社会において企業が果たす役割とそれが占める地位という観点から、この問題を実践的な問題として検討するようになってきた。たとえば、ドラッカー（P. F. Drucker）は、経営者の社会的責任を①経営者が企業

そのものに対して負う責任、②企業が社会に対して負う責任としての経営者の社会的責任、③経営者が社会の指導者として負う責任に分けて検討している。[8] また、イールズ（R. Eells）は企業を ①伝統的会社（the traditional corporation）、②母体的会社（the metrocorporation）、③中道的会社（the well-tempered corporation）とに分けて、それぞれの責任について論じている。[9]

わが国において、企業の社会的責任が論ぜられるようになったのは、第二次大戦後である。経営学の分野では、すでに昭和二四年、山城章教授によって「経営の社会的責任論」が発表されている。[10] 昭和三一年には、経済同友会がその全国大会において「経営者の社会的責任の自覚と実践」を決議している。これは、なによりも高度経済成長を推進するためのリーダーシップに力点をおいた「経営者」の責任論であった。昭和三九年一一月、関西経済同友会は、その大会で「経営者は企業本来の目的である利潤の増大に最善の努力をかたむけるべきである」との「新しい情勢に対処する経営理念の展開」を採択し、昭和四〇年になると、経済同友会は、その政策審議会所信表明として、「経営者はもっと大胆に利潤を論じ、その獲得に努力すべきである」との「新しい経営理念」を発表した。これらは、いずれも不況という現実を前にして「いわば公然と、ホンネがタテマエの衣をぬぎ去った姿」と批判されている。[11] そして、昭和四八年三月、経済同友会は「社会と企業の相互信頼の確立を求めて」と題する提言を行なった。この提言は、高度経済成長のもたらしたひずみ、たとえば公害問題の発生によって、高まる大企業批判を回避するための、危機感にみちた社会的責任論と言えよう。

昭和四九年の商法改正は、昭和四〇年春の山陽特殊製鋼株式会社などの粉飾決算に端を発して多くの論議を呼び、長期間検討の結果実現をみたものである。たまたま、昭和四七年には株式・土地をめぐる投機的行為が横行し、昭和四八年秋より石油危機を契機とする企業の物の買占め、売り惜しみ、便乗値上げその他の反社会的行為が

生ずるに及び、企業の社会的責任を追求する世論が、にわかに盛りあがった。このような事情は、衆参両院にも反映し、両院それぞれ次のような附帯決議をして、商法などの根本的な再改正案を、早急に提出するよう要求するに至った。

衆議院附帯決議（昭和四八・七・三）

わが国の株式会社の現状にかんがみるとき、商法等に改正を要する問題が少くなく今回の改正をもってしてもその十分な実効をあげることは困難である。

よって政府は、次の点について早急に検討すべきである。

一、会社の社会的責任、大小会社の区別、株主総会のあり方、取締役会の構成及び一株の額面金額等について所要の改正を行なうこと。

二、会計監査人の独立性を確保するため、その選任方法等について適切な方途を講ずること。

三、商法の運用については、政府各行政機関において連絡を密にしその適正を期すること。

四、監査法人の育成・強化を図る反面、個人たる公認会計士の業務分野についても行政上適正な措置をすることとし、もって活動分野の調整をはかるものとすること。

五、監査法人は、その社員が税務書類の作成などの税務業務を行なっている会社について、本法の監査業務を行なわないよう規制すること。

六、休眠会社の整理に当っては、事前に十分なPRを行なう等、慎重に措置すること。

七、「企業会計原則」の修正が租税に大きな影響をもたらすこととなるときは、租税法律主義に反しないよう必

要な手続をとること。

また、同原則の修正に当っては、より真実の財務内容の公開という目的に合致するよう留意すること。

八、商業帳簿等としてマイクロフイルムを一定の条件の下に認めること。

九、学校法人等公益的な性格の法人について公認会計士の監査対象とするよう速かに措置すること。

十、会計帳簿の作成について零細な商人に複式簿記を強制しないよう行政指導をすること。

参議院附帯決議（昭和四九・二・二二）

一、現下の株式会社の実態にかんがみ、小規模の株式会社については、別個の制度を新設してその業務運営の簡素合理化を図り、大規模の株式会社については、その業務運営を厳正公正ならしめ、株主、従業員及び債権者の一層の保護を図り、併せて企業の社会的責任を全うすることができるよう、株主総会及び取締役会制度等の改革を行うため、政府は、すみやかに所要の法律案を準備して国会に提出すること。

二、監査法人は、その社員が税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行っている会社について、本法の監査業務を行わないよう規制すること。

三、企業会計原則は、企業の財政状態及び経営成績について真実公正な財務諸表を作成公示するための基準であるから、修正については、その目的に反することのないよう配慮すること。

この二つの附帯決議には、若干の相違があり、事務の機械化・合理化にも及んでいるが、その核心は、株式会社の規模を大小に分け、株主総会および取締役会制度を改革し、監査法人の育成・強化を図り、株主、従業員および債権者の一層の保護を図り、併せて企業の社会的責任を全うすることができるよう法改正することにある。

右の附帯決議をうけて、法務大臣の諮問機関である法制審議会商法部会も、早速、会社法の全面改正作業に向けて動きだしたようである。

筆者は、法学徒としてはかなり早い時期に（昭和三四年）、当時の経営学の成果を摂取して「会社の利害関係者に対する取締役の義務」と題する論文を発表したことがある。[12] 商法第二五四条ノ二の解釈論で、いわば経営者の社会的責任論の一部である。もちろん、今からみれば、その内容について反省すべき点は多い。その後、「株式会社法今後の課題」として、企業の公共性、取締役の社会的責任といった方向に商法上の考え方が進むのではなかろうかと予測したことがある。[13] また、「現段階での公害現象は企業法にとってもはや無縁のものではなく、商法研究者も公害問題により多くの関心を注ぐべきである」[14] という批判的声のあるなかで、筆者自身の反省を含めながら、「今日、企業の社会的責任が法的に検討されている折柄、それとの関連で、企業経営者の社会的責任も法的に検討されてしかるべきであろう。そして、この問題に答えるのは、商法学者のそれこそ社会的責任ではなかろうか」[15] と主張したこともある。本稿における考察は表題の示すように企業の社会的責任論に対する法学からの一般的、概括的接近であり、しかも、今後の試行錯誤的研究過程を予想した序論的作業でもある。

註

（1）Thomas A. Petit, The Moral Crisis in Management, 1967. 土屋守章訳「企業モラルの危機」九四頁。

（2）ロックフェラー（J. D. Rockefeller）は、シカゴ大学に寄金するとき「神が私に金を賜われた。だから私は、これをシカゴ大学に寄付せずにはいられないのだ」と語っている。T. A. Petit. 土屋訳　九五頁。

（3）アメリカにおいて、主として一九世紀末から二〇世紀三〇年代にかけて発達した学派で、経済現象を歴史的に発展・進化する社会制度の一環としてとらえようとした。ヴェブレン（Thorstein Veblen）が始祖と言われる。コモンズ（John R. Co-

mmons）も、この派に属するが、彼は法律にもくわしく、Legal Foundations of Capitalism, 1959.（拙訳・資本主義の法律的基礎　上〔共訳〕）は古典的名著である。

（4）Adolf A. Berle, Jr. and Gardner C. Means, The Modern Corporation and Private Property, 1956. p. 94.　北島忠男訳・近代株式会社と私有財産　一一七頁。

（5）J. Burnham, The Managerial Revolution, 1941.

（6）ヤング（O. D. Young）は、経営者は受託者であり、会社に利害関係をもつ三つの集団、すなわち①会社に資本を提供した株主集団、②会社の営業に労働と生活とを託している従業員集団、③顧客や一般公衆の集団が受益者であると述べている。E. M. Dodd, For whom are corporate managers Trustees?, 45 Harv. L. Rev. 1932, pp. 1154—1155.　なお、拙著・経営者支配の法的研究　一七八—一七九頁参照。

（7）スオープ（G. Swope）は「組織化された産業は、民主社会がその政府を通じてやってきたことよりも、その従業員、公衆、株主に対する責任を認めて、指導をしなければならない」と言う。Dodd, op. cit. p. 1155,　拙著・前掲一七九頁参照。

（8）Petter F. Drucker, The Practice of Management, 1954.　現代経営研究会訳・現代の経営　下　二八一頁以下。

（9）Richard Eells, The Meaning of Modern Business-An Introduction to the philosophy of Large Corporate Enterprise—, 1960.　高田馨・経営の目的と責任（以後〔経営〕と略す）一五〇頁以下。

（10）山城　章「経営の社会的責任」経営評論　昭和二四年一一月号。

（11）大野　力「企業の社会的責任」社会のなかの企業　四一頁。

（12）富山大学紀要経済学部論集一四号六三頁以下。その後、内容を修正し、発展させたのが「現代株式会社における取締役の公共的義務」商法・経済法の諸問題（高田源清教授還暦記念）五〇頁以下である。

（13）企業法研究　九二輯二二頁。

（14）西原道雄「産業公害と企業責任」企業法研究　一九二輯八頁。
（15）拙稿「企業環境と経営者の法的責任」金融法務事情　六六三号一九頁。

二　関連科学における社会的責任論

企業の社会的責任について、アメリカではバーリ（A. A. Berle, Jr.）やドッド（E. M. Dodd）などの法律学者によっても論争が行なわれたが法的考察は後述するところに譲り、ここでは法律学と関連の深い経営学・経済学・社会学および会計学などの成果を、概括的に検討することにしたい。

㈠　経営学

(1)　企業の社会的責任の生成基盤　企業の社会的責任の意味内容を明らかにするためには、まず、社会的責任がいかなる要因でクローズ・アップされ、強調されるに到ったか、その生成基盤について吟味してみる必要がある。

アメリカのアリゾナ大学の経営学教授であるペティット（Thomas A. Petit）はアメリカ経済は、①組織革命（the organizational revolution）、②会社革命（the corporate revolution）、③経営者革命（the managerial revolution）、④所有（権）革命（the property revolution）、⑤資本家革命（the capitalist revolution）という五つの革命によって、その根本的な構造が変化したと述べている。[1] 企業の社会的責任の生成基盤に関する典型的解釈の一つである。右の革命のうち、①は、産業革命の産物として、株式会社のような組織の数を増大し、その規模を拡大

し、またそれがもつ権力を増大したので、現代人は巨大で複雑な組織にますます依存するようになったことをいう。[2] ②は巨大株式会社の出現をもたらし、巨大株式会社は強大な権力をもっているために、経済的機能のみでなく、政治的機能、福祉機能、社会的機能、文化的機能をはたすようになったことをいう。[3] ③は、専門的経営者の新しい時代を出現せしめ、経営者は利益はもはやそれ自体のために追求すべき目的ではなく、社会に対するその有用性で評価されると考えるようになったことをいう（利潤動機の弱体化）。[4] これと関連して④は所有と経営の分離をもたらしたことをいう。[5] そして、⑤は資本主義の道徳的秩序に変化を与え、企業に社会的機能を遂行させ、政府の経済への介入を著しく増大させたことをいう。[6] 以上の認識にもとづいて、ペティットは現代の経営者が自覚しているかどうかは別として、日常の意思決定の場において、道徳的なガイドラインとして役立つ新しい社会的責任をつくりつつあり、社会的責任の問題の重要性は、将来ますます高まらざるをえないであろうと述べている。

またディビス（K. Davis）とブロムストローム（R. L. Blomstrom）は、企業の社会的責任を強調する理由として、①社会における相互依存性、②富と文化の増大、③企業の影響に対する社会的認識の増大、④政府権力の増加、⑤社会全般の倫理水準の向上、⑥所有と経営の分離をあげている。[7] ①は今日の社会では企業、労働、政府、農民、教育家などが、人口増大、経済成長などによって密接に関係し、新しい社会的依存（a new social dependency）を生じ、しかも高度化していることをいう。②は社会がその保存を願うところの富と文化の増大により、世論の傾向は無責任な行為を許さなくなった。そこで、経営者はこの世論に従うほうが賢明であると自覚するようになったことをいう。③は社会システムに対する企業の影響について、新しい知識を社会科学が提供しつつあることをいう。④は政府権力の増加に対して、企業はその権力の責任ある行使をすることにより、政府に干渉の理由を与えないようにすることをいう。⑤は現代の倫理的諸概念が、より責任ある行為を支持するよう人々を条件づけつつある

ことをいう。⑥は最も重要な理由で、これは専門的経営者の出現を意味する。

イールズ（R. Eells）とウォルトン（C. Walton）は、企業の社会的責任の出現の理由として、①企業に対する社会の依存性、②専門経営者の展開、③経営環境の改善、④会社規模と権力問題を挙げる。[8] ①は企業に対してさまざまなグループが依存するに到っており、企業は多岐化した責任を受け入れる傾向にあることをいう。②は社会が経営者の専門化を要求しており、それに呼応して経営者は専門化し責任を実践する傾向にあることをいう。③は経営環境の変化が企業の社会的責任への配慮を経営者に要請していることをいう。④は地域社会や従業員をはじめとしてさまざまなものが、企業の存続と繁栄に依存しており、ここから責任が企業に生ずるに到っていることを、再度強調することを意味する。

わが国の経営学者としては、笛木教授が、企業の社会的責任の理論的基礎として、次の三点を強調する。[9] ①企業の存在意義ないし機能が、経済的なものだけでなく、社会的なものにまで拡大してきたということ、②これと関連して、企業の目的が利潤追求という一元的なものから、多元的なものへと変ってきたということ、③経営者の機能ないし役割が大きく変ってきたということである。

また、対木教授は企業の巨大化を契機とするものと、資本と経営の分離を契機とするものとに大別し、企業の巨大化を契機とするものとして、①企業の全体経済、社会に対する影響力の増大、②有効な市場メカニズムの衰退（独占ないし寡占状態の形成）、③企業目標と社会的要請の乖離から生ずる、企業に対する対抗勢力（countervailing power）の出現と勢力の増大をあげ、資本と経営の分離を契機とするものとして、①専門経営者の抬頭、②経営者の新たな行動基準の探索、いわゆる社会責任的経営者（socially responsible manager）の意識などをあげて、企業の社会的責任がクローズ・アップされる要因とみる。[10]

以上述べた各学者の見解は、その重点のおきかたが必ずしも同じではないが、経済の構造変化、換言すれば現代企業の性格変化という基本的認識においては、ほとんど共通性が存在するといってよい。

(2) 企業の社会的責任論　企業の社会的責任は多くの経営学者によって主張されているが、それが何を意味するかについては、アメリカでもいまだ一致したものがない。

ペティットは、この言葉が、①利潤極大化の隠れ蓑としての社会的責任、②世論を気づかうものとしての社会的責任、③企業のさまざまの利害関係者の調整活動としての社会的責任、④企業政治家としての社会的責任および⑤経営者の役割の遂行としての社会的責任という五つの意味に解釈されていると指摘する。[11] ①は経営者が、企業の社会的環境が変化したため、表面上「社会的責任」をとる姿勢をとらざるをえないが、その本質的目的は依然利潤極大化にあるとみるのである。この立場をとる論者は、長期的な次元で分析しようとしている。②は世論に押されて、社会的責任を考えざるをえない場合である。経営者は世論に反抗すれば処罰されることを知っているからである。③は経営者が企業の諸関係のからみあいのなかで、従業員や労働組合、株主、供給業者、配給業者、地域社会、政府などの諸要求を調整するとみるのである。④は経営者が政治家として、国全体として最もよいと自分が考えるような決定を下しているとみるのである。たとえば、インフレーションが最も重要な経済問題だと考えるならば、経営者は製品の価格を引き下げ、需要の不足が問題であれば、彼は労働者の賃金を上げるのである。⑤は経営者が社会から期待される役割を果すという考え方である。

右の解釈のうち、①は企業の社会的責任を利潤極大化の隠れ蓑の意味に用いているのであるから、真の社会的責任の説には値いしない。②はあまりに消極的すぎる解釈である。③は、バーリ（A. A. Berle）とミーンズ（G. C. Means）の主張以来、企業の社会的責任に関する、いわば正統的な理解として、アメリカで最も広く支持されてい

る。たとえば、ウォルトン（C. Walton）は、社会的責任なる概念は、企業と関連諸グループがそれぞれの目標を追求するに際して、そのような関係が最高経営者によって留意されねばならぬとみているし、[12] イールズ（R. Eells）は、母体的会社（the metrocorporation）（大規模企業を想定）について、「その経営者は多くの相異なる利益の調停者（arbiters）であり、調整者（adjusters）であり、均衡設定者（balancers）である」[13]「経営者はもはや自分たちは株主の利益だけを代表する者であるとは考えなくなる。彼らは、多くの相異なる利害関係者――株主もそのうちの一つにすぎない――の調整者であり、均衡設定者と考えるようになる。経営者はその重要な決断において必然的に株主、従業員、顧客、供給者、公共一般――政府機関における公衆の代表者を含めて――の諸利益を均衡させることを試みるようになる」[14] と述べている。この点わが国の経営学界においても、企業の社会的責任が、経営者の利害調整責任として理解されることについては、論者の間に見解の一致がかなりみられるとみて差し支えない。[15]

右の解釈のうち、④は広い意味では③に属しながらも、③の考え方を一歩進めたものとみることができよう。しかし、この考え方の欠点は、国全体のためということをいかに判断するかが極めて困難であるということと、かりにそれが可能であるとしても、それは経営者にあまりに大きな重荷を負わせることになることである。もしも、ビジネスでの政治家としての機能を有効に果たそうとするならば、経営者はおそらく哲学者であり、予言者であり、経済学者であり、社会思想家でなくてはならないからである。

そこで、⑤の解釈が主張されることになる。この解釈によれば、社会とはさまざまな地位（たとえば、農民とか経営者、夫、息子など）によって構成される体系（システム）である。それぞれの地位にはそれぞれの役割が附随している。そして、この役割はその地位を占めるものに期待される行動様式である。その地位にある者が期待されるとおりに行動するときは報酬をうけるが、そうでないときは処罰される。この見地からすると、すべてのものの

行動は、それが社会によって受け入れられた規範に従っているという意味で、社会的責任を果たしている。この解釈は、経営者の地位が、利害関係の調整者であることに特徴をもつ点で前記③と同じ基盤に立つが、利害関係をどのように調整するかについて、経営者のもつ考え方の源泉は、その役割それ自身のなかにある、その役割はある種の行動に制限されており、またかなり具体的な言葉で定義されているので、経営者はビジネスの政治家である必要はないと説くのである。

(二) 経済学

企業の社会的責任を肯定する経済学者としては、ケインズ（J. M. Keynes）をあげることができる。彼は巨大企業が自ら社会化していく傾向を、次のとおり指摘する。「巨大な機関の成長、とくに大鉄道会社とか大公益事業会社、さらに大銀行あるいは大保険会社といった大企業の成長は、今日、資本の所有者すなわち株主が経営からほとんどまったく分離させられ、その結果、大きな利益をあげようとする株主の直接的・個人的利害は、完全に二義的なものとなるところにまできている。このような状態に到達すると、経営者は、株主のために利益を最大にすることよりもその機関の存続の安定性とか名声の維持のほうをよりいっそう考慮するようになる。株主は、慣行的に適当とされている配当金で満足しなければならない。このことさえなされていると、経営者の直接的関心事は、公衆や顧客からの批判を避けることになる。このことは、企業の規模の巨大さや半独占的地位が公衆の目に目だって、公衆の攻撃を受けやすくなっているような場合には、とくにあてはまることである」[16]と。

しかし、多くの経済学者は社会的責任否定論を展開している。自由主義経済の弁護者として有名なフリードマン（M. Friedman）（シカゴ大学教授）は、社会的責任論に反対する理由として、①経営者の意思決定能力の喪失、

②価格機構の破壊、③私的所有権の侵害を挙げる。[17] ①は経営者には何が社会的責任であるかを判定する能力がないということと、もし経営者が社会的責任を果すべきだとするならば、経営者は公僕（civil servant）でなければならないということになり、政府の干渉が行なわれ、それによって経営者の自由な意思決定の能力は剝奪されることをいう。②は政府の価格統制という事態を生みだすことによって、価格機構の機能が失われることをいう。③は慈善事業や大学に対する寄付は株主個人が行うべきであるから、会社が寄付を行うことは株主の所有権が侵害されることをいう。要するに、社会的責任を経営者が実行するならば、前記①②③を生ずることになり、自由社会が根本的に破壊されるというのが彼の主張である。逆説的な表現ではあるが、彼は次のように言う。「企業の社会的責任はひとつ、そしてただひとつしかない――すなわち、そのもつ諸資源を使って、ゲームのルール内で利益を増大させるような活動に従事すること、いいかえると、ごまかしや詐欺を使わずに、オープンで自由な競争に専念することである」[18]と。

オーストリア生まれの経済学者ハイエク（F. A. Hayek）（シカゴ大学教授）は、①企業が社会的責任を負うということは、資本の収益の長期的最大化という目標以外の特定の目標に会社の資産を用いることになり、それは社会的に危険な権力を会社に与えることになる、②同時に、それは経営者に巨大な権力を与えることになり、危険であり、望ましくない、③それは株主の利益を害する、④政府の介入を招くことになる、などの理由により、社会的責任否定論を採る。[19]

ルイス（B. W. Lewis）も、アメリカ経済では競争が巨大企業によって鈍化してきたが、その競争を回復するための反トラスト法も効果がなく、競争を補充するものといわれる社会的責任、会社良心（corporate conscience）も効果がなく、将来は政府活動が増加すると予見する。[20]

わが国では、今井教授が「社会的責任論の考え方は、市場支配力の存在はやむをえないものと容認し、そこから生ずる裁量権の行使を社会的にみてできるだけ望ましい方向に持ってゆこうとするもの」[21]としてとらえこれに対して強く反対する。社会的責任論が市場支配力を容認する議論につながり、市場構造自体を改革する力を弱めるというのが、その主な理由である。そして自由企業体制を守るための「ルールが適切に法律として設定され、それらの法律が厳格に適用されるならば、企業の社会的責任といわれるものの大半は自動的に守られることになり、いわゆる社会的責任論はおのずと消滅することになろう。……そのルールの下での企業の責任とは……利潤をあげることであり、それ以上でもそれ以下でもない」[22]と主張される。

㈢ 社会学

アメリカでは、企業者職能と社会の分析に社会学の理論を導入して、体系化する試みがなされている。ジェンクス（L. H. Jenks）やコクラン（T. C. Cochran）が有用と考えたパーソンズ（T. Parsons）的役割とサンクション（role and sanction）の理論は、およそ次のとおりである。[23] 社会の個々の成員は、それぞれ何らかの社会的役割を遂行しており、社会の諸システムを構成する概念的な単位をなしているのは、こうした相互に補完的な役割にほかならない。役割の主要な成分は、相互に相手の遂行を期待する、役割期待（role expectation）である。そして役割期待への適応は、肯定的・否定的なサンクション（社会的なタームでの報酬ないし賞賛と、制裁ないし懲罰）を通して、個々の成員に強いられている。この役割期待とサンクションの型は、社会の一般的な価値体系（value system）のさまざまなレベルの中に制度化されている。さらに統合された社会においては、そうした価値はパーソナリティ（personality）のなかに内面化されており、その結果として、価値体系は行動を決定する目にみえない要

因となっているのである。

わが国で、経営社会学の立場から企業の社会的責任肯定論を主張されるのが富永教授である。[24] この説によると、現代の企業とくに大企業は、それ自身が一定の大きさと一定のメカニズムをそなえた体系（システム）である。「経営と社会」という場合の「社会」は、体系としての企業に対してより上位の体系としての「全体社会体系」（具体的には国民社会およびそれの一部としての地域社会」とみなされる。企業はそれの一構成要素（下位体系）として高度産業社会のなかに位置づけられる。「私」企業もまた、全体社会体系の一下位体系として「公的」な側面を担っている。「私」企業はそれ単独で存立しうる自己完結的な自立体系ではないからである。すなわち「私」企業と「公的」社会とは相互依存の関係にある。したがって、企業は「私的」パーフォーマンスと「公的」パーフォーマンスに同時に従うという二重性を負わされている。そして企業のこのような「公的」側面と、企業が「私的」な欲求充足（極大利潤の追求）をめざす行動との間にはコンフリクトしあう可能性がある。企業がその私的側面において成果をあげ、発展が軌道に乗っているとき、私的欲求と公的要請とがかさなりあって良循環を形成していたから、本来独立なこの二つの要素がコンフリクトしあう可能性は潜在化したままであったが、これが公害問題を契機として顕在化しはじめた。このような場合、企業の社会的責任というのは、上位体系たる地域住民ないし国民社会全般から、下位体系としての企業がそのパーフォーマンスの結果に関して、一定の規範的基準に照らしてサンクション（sanction）を加えられることである。

また、富永教授によれば、企業の社会的責任という概念は、企業行動の私的側面たる市場行動の場合に価格というサンクション・メカニズムが確立しているのといわばパラレルな意味で、公的側面にもまたサンクション・メカニズムを確立する必要があること、を強調するため有用である。それは自由市場メカニズムを二段構えで補完する

ような「手段概念」[25]である。

さらに、富永教授によれば、サンクション・メカニズムの制度的対策として、①法律のみでなく、専門職業者の意見（医師、社会科学者など）、公平なる第三者としての学識経験者の意見、新聞その他言論機関の論調などを含む規範的規準の確立、②労働者保護についてみられるような国家の介入による規制、③公害発生企業に対する公害税の賦課または公害防止に成果をあげた企業に対する報奨金の支払いというような経済的報酬操作によるサンクション、④消費者団体、地域社会団体、労働組合などによる、企業に対するカウンターベイリング・パワーの行使にみられるような非国家的主体によるサンクションが提案される。

(四) 会計学

会計学の分野では、企業の社会的責任を肯定する見解が多い。[26] 公害問題の発生などを契機として、企業の環境問題に対する社会の意識が尖鋭化してくると、企業の利益追求とその社会的責任との関係が会計学の立場からも問われるようになった。その産物の一つが「社会的責任会計（social responsibility accounting）」である。伝統的企業観にささえられたこれまでの企業会計は企業活動について、利益追求の面から、その実態を価値計数的に表明したものである。ところが、社会的責任会計は社会的視点から企業の社会に対する「プラスの貢献」すなわち、環境の収奪の差し控えないし環境の改善と「マイナスの貢献」すなわち社会に負わせた犠牲を比較評量しようとするものである。その意味では、伝統的企業会計とは根本的に異なる。未だ萌芽の時期と言えようが、吉田教授は社会的責任会計の内容として、①環境破壊に対する企業責任、②環境収奪に対する企業責任、③環境改善に対する企業責任の三つを指摘される。[27]

右の問題と関連して、会計は情報の利用者が判断や意思決定ができるように経済的情報を識別し、測定し、伝達する過程である。[28] そこで経営者およびアカウンタントが、株主、一般投資家、債権者、顧客、消費者、地域住民などの利害関係者に会計情報を開示する場合に、社会的責任が問題となる。[29]

註

（1）T. A. Petit, op. cit., pp. 16-33. 土屋訳・前掲二五頁以下。

（2）Kenneth E. Boulding, The Organizational Revolution, 1953. なお、これの邦語訳として、岡本康雄訳・組織革命（昭和四七年）がある。

（3）A. A. Berle, Jr. and G. C. Means, op. cit. 北島忠男訳・前掲参照。

（4）James Burnham, The Managerial Revolution, 1960. これの邦語訳として、武山泰雄訳・経営者革命（昭和四〇年）がある。

（5）所有（権）革命については、（3）と（4）のほか、Adolf A. Berle, Jr., Power without Property, 1959. これの邦語訳として、加藤寛・関口操・丸尾直美・財産なき支配（昭和三五年）がある。

（6）Adolf A. Berle, Jr., The 20th Century Capitalist Revolution, 1954. 邦語訳は、桜井信行・二十世紀資本主義革命（昭和三一年）がある。

（7）Keith Davis and Robert L. Blomstrom, Business, Society and Environment, 1971. pp. 89-91. 桜井克彦「企業権力と社会的責任」経営と経済　五二巻二号四八頁以下。

（8）Richard Eells and Clarence Walton, Conceptual Foundations of Business, 1961, pp. 458-462. イールズ自身は、社会的責任出現の理由として、オーガニゼーション・マンの発生、経営者の専門化、企業権力および経営環境の変化を挙げる。R. Eells, The Meaning of Modern Business, 1960, p. 72 ff. 桜井「企業の社会的責任――対消費者責任に関連して」経

営と経済　五二巻三号四頁以下。

(9) 笛木正治「『社会的責任』の経営理論」一橋論叢　五九巻六号一一三頁以下。

(10) 対木隆英「企業の社会的責任——その生成と内容」成蹊大学経済学部論集　三巻一号一四〇頁以下。

(11) T. A. Petit, op. cit., p. 70.　土屋訳・前掲一〇二—一〇三頁。

(12) C. Walton, Corporate Social Responsibilities, 1968, p. 98.　桜井・前掲五二巻三号九頁。

(13) R. Eells, op. cit., p. 53.　高田・前掲〔経営〕一五六頁。

(14) R. Eells, cit., p. 197.　高田・前掲〔経営〕一五六頁。

(15) 桜井・前掲五二巻二号五七頁。対木・前掲三巻一号一四四頁。

(16) John Maynard Keynes, "The End of Laissez-faire (1926), reprinted in Essays in Persuasion (New York: W. W. Norton & Company, Inc., 1963), pp. 314-315. T. A. Petit,　土屋訳・前掲八七頁。

(17) Milton Friedman, Capitalism and Freedom, 1962.　高田馨・経営者の社会的責任（以後〔経営者〕と略す）七七頁以下。

(18) M. Friedman, "The Social Responsibility of Business is to increase its Profits," New York Times Magazine, Sept. 13, 1970.　土屋守章訳「企業の社会的責任とは何か」中央公論経営問題・昭和四九年秋季号三二八頁。

(19) 高田・前掲〔経営者〕八〇頁以下。

(20) B. W. Lewis, "Economics by Admonition," American Economic Review. May 1959, pp. 384-398. 高田・前掲〔経営者〕九〇頁以下。なお T. A. Petit, 土屋訳・前掲八九頁参照。

(21) 今井賢一「現代企業論——市場機構の制御と企業の位置」現代経済一四号一六頁。

(22) 今井賢一「企業の社会的責任を考える」日本経済新聞　昭和四九年四月三日。土屋助教授は、ただ法律を制定し、それを

厳格に適用するだけで「見えざる手」が有効に働くか疑問視される。「『社会的責任』の論理」現代経済一四号一二七頁。

(23) L. H. Jenks, The Role Structure of Entrepreneurial Personality, Change and the Entrepreneur, 1949. Jenks, Approach to Entrepreneurial Personality, Exploration in Entrepreneurial History, No. 2. 1950. T. C. Cochran, Role and Sanction in American Entrepreneurial History, G. T. Aitken ed, Exploration in Enterprise, 1963. 由井常彦「企業者職能と社会」経営と社会　一〇六―一〇七頁。　パーソンズは、アメリカの社会学者で「構造―機能分析」（structural-functional analysis）の理論を創始した。T. Parsons and N. J. Smelser, Economy and Society, 1959. これの邦語訳は富永健一訳・経済と社会（二冊）（昭和三三―三四年）がある。

(24) 富永健一・「『経営と社会』の基礎理論」経営と社会三頁以下。「『企業の社会的責任』論について」通産ジャーナル　四巻二号二〇頁以下。

(25) 富永・前掲通産ジャーナル　四巻二号二三頁、二八頁、富永・前掲経営と社会　四四頁。

(26) 黒沢清編・会計と社会、合崎堅二「会計の社会的責任」産業経理　三四巻五号二頁以下、吉田寛「社会責任会計の視点」産業経理　三三巻五号九〇頁以下、若杉明「企業の社会的責任と会計の役割」産業経理　三三巻五号九五頁以下、徳谷昌勇「社会的責任会計の抬頭」産業経理　三三巻五号一〇二頁以下、矢部浩祥「社会監査の挑戦」産業経理　三三巻五号一〇六頁以下、近藤禎夫「企業の社会的責任と会計」経済評論　一二巻一二号一五頁以下、石原肇「『社会責任会計』の現実的機能」経済評論　二二巻一二号六〇頁。

(27) 吉田・前掲九二頁。

(28) American Accounting Association, A Statement of Basic Accounting Theory, 1966, p. 2. 飯野利夫訳・基礎的会計理論　二頁。

(29) 徳谷・前掲一〇四頁。

三　社会的責任論に対する法学からのアプローチ

(一)　一般論

(1)　アメリカにおける法理論　社会的責任論をめぐる論争の胚種は、古く一九一九年のドッジ対フォード自動車会社事件（Dodge et al v. Ford Motor Co. et al. 1919, 204 Mich. 459, 170 N. W. 668）において蒔かれたと言えよう。フォード会社の経営方針すなわち取締役側の計画は生産力を拡大し（フォードは年百万台の自動車生産を望んだ）品質を維持、改善し、販売価格を引下げることによって、消費者の利益を保護し、従業員福祉施設の充実による従業員の生活水準を引上げることであった。[1] この事件において、オストランダー（C.J. Ostrander）首席判事は「事業会社はまず株主のために創立され、かつ運営される。取締役の権限はその目的のために用いられるものである。取締役の自由裁量権はその目的達成のための手段を採るために行使されるべきであり、他の目的にあてるために、株主に利益を分配しないことは許されない」と判示した。[2] 結局、この事件ではアメリカにおける伝統的理論が確認されたにとどまる。筆者は、かつて、ドッジ対フォード自動車会社事件に類似した事件が、現代に起ったと仮定した場合、裁判所の判決が従来のままの態度を維持できるか疑問の旨述べたことがあるが、[3] 筆者と同様な見解はアメリカにおいても存在する。すなわちボーエン（H. R. Bowen）が「もしこのような事件が裁判ざたになるとしたら、それに対して裁判所がいかなる判決を下すかは、ちょっと予想ができない」としながらも、「もし、この問題が実際法廷に出るとすれば、裁判所は、企業慣行や社会の態度が発展してきていることを見のがすことはできないし、株主の利益が常に最高であり、専一的なものであるという厳格な説を再確認することは困難であろ

う。もし再確認するとすれば、一世代にわたって黙認されてきた一大社会的発展に対して反抗することになるだろう」と述べているのが興味を引く。(4)

経営者は株主の利潤極大化のために企業を経営すべきであるという伝統的な法理論の下で、企業が自発的に社会的責任を果すことが法的にも許されると解されてきたものに、慈善的寄付行為（charitable contributions）がある。古い判例として、たとえば George H. Davis v. Old Colony Railroad Co.（1881, 131 Mass. 258.）においては、寄付行為は能力外（ultra vires）とされた。しかし People ex rel. Metropolitan Life Insurance Co. v. Hotchkiss（1909, 120 N. Y. S. 649）においては、従業員の健康・福祉のために会社が支出することを認め、Armstrong Cork Co. v. H. A. Meldrum Co.（1922, 285 Fed. 58.）においては、大学に対する寄付が会社のビジネスの繁栄を促進させるから、能力内にあることを認めた。そして、端的に社会的責任という理由から大学に対する寄付を認める判例が、一九五三年に出現した。すなわち、A. P. Smith Manufacturing Co. v. Barlow（1953, 39 A. L. R. 2d 1179.）において、裁判所は、企業は自己が活動をする社会（community）の一員として私的責任はもちろんのこと、社会的責任も果すことが要求されると判示した。社会的責任を肯定する立場からは、画期的判決であると評価されている。(5)

今から約四〇年前、すなわち一九三二年、アメリカにおいて、二人の法律学者、ドッド（E. M. Dodd）（ハーバード大学法学部教授）とバーリ（A. A. Berle, Jr.）（コロンビア大学法学部教授）によって、経営者は誰に対して受託者の地位に立つかという問題が提起され、論争が行なわれたことは周知のとおりである。ドッドの理論は、取締役が株主の利益を目的として、営業を行なう受信者（fiduciary）であるが、その与えられた権限内で非営利的活動をなすことは可能であると説くところにその特徴がある。すなわち、私有の鉄道業（他のガス、電気や電話会社

のような公益企業も同じ）にその公共性が強く主張され、その結果、鉄道業の私企業的色彩はうすれて、鉄道利用者に対する運賃はもとより、従業員に対する給料の支払その他社内の労働政策も会社の一存ではなしえなくなった。これは公益企業に使用される財産が限定された意味（qualified sense）でのみ私有財産であるからである。社会の進歩とともに会社が与論の動向に従って社会的に職能化され、取締役が公益的活動を行なうのである。しかしこのことから取締役は株主以外の者に対しても公共的義務（public duty）ないし社会的責任（social responsibility）を有するという結論に帰着するものではない。取締役の唯一の職能はあくまで企業の所有者としての株主の最大利益を得ることを目標にしている。[6] またドッドは従業員や消費者の福祉を考えようとする経営者の試みは、結局株主の利益を増すことになるとも述べている。[7]

これに対し、バーリの理論は、①現代の生活様式は大規模生産の高度性を要求すること、②これは会社形態において先例のないほど財産的集中を必要とすること、③かかる集中の結果は企業の大組織化を要し、その管理者の仕事は根本的には産業政府（industrial government）の仕事であることを前提としている。[8] バーリによると、株式会社において当初は消極的財産（株式）と積極的財産（設備機械・暖簾・組織などの現実の企業をつくりあげているもの）が株主という同一集団に属していたので、所有と支配とは結合していた。[9] ところが、会社が発展し、所有と支配の分離が行なわれ、経営者が株主の利益に反してその諸権限を用いることを許すような段階にまで発展してくると、消極的財産の所有者達（株主）は、積極的財産に対する支配と責任を放棄することによって、会社は専ら彼らのために運営さるべきであるという権利を放棄したのである。この場合、株主は社会の大きな利益のために道を譲らねばならないのである。たとえば、経営者が公正な賃金、従業員の保全、公衆への合理的な役務および事業の安定化などを包含した計画を樹立した時には、これらのすべてが、消極的財産の所有者から利潤の一部分をふり向

けることになり、また社会が一般にこのような計画を倫理的、人道的な産業問題の解決策として承認するならば、消極的財産の利害はこれに道を譲らねばならない。[10] バーリはこのような考えから、取締役は会社法人全体の受託者であると同様に、これに関与するすべての個々人の受託者であるという理論をたてたのである。

その後、アメリカにおける社会的責任に関する法理論は、バーリとドッドの論争以上に深化、進展したようには思われない。バーリの理論は経営学の分野では賛成者が多いのに対し、法律学の分野では賛成者はあまり見られないようである。たとえば、バーリに対する批判者として、ロストウ（E. V. Rostow）（エール大学法学部長）は、①会社の新道徳は価格機構を怠ることになり、体系的な資源配分をゆがめるような価格や給料をもたらし、②会社責任の新理論は、会社経営者が現在享有している自由に対して公約制限を招きかねないと述べているし、[11] カッツ（W. G. Katz）（シカゴ大学法学部教授）も、次のように言う。すなわち「社会的責任論にたよることは、経済的成果に対する伝統的責任をささえている制度そのものの破壊ないし弱体化への道を開くものである」[12]と。また、ブランバーグ（Blumberg）は、寄付行為に関する判例を検討した後、会社の株主に対する責任が社会に対する責任に置換されたわけではなく、会社の行為の法的基準は依然として株主利益の誠実な追求であると説いているし、[13] ヘザリントン（J. A. C. Hetherington）（ウイスコンシン大学法学部教授）も、会社の慈善事業が認められている場合を除いて、会社法のなかには社会的責任の原則は認められないと論ずる。[14]

企業の献金や従業員に対する福祉という問題をはなれて、企業の広い社会的責任が、何故判例となって現われないのか。その理由はボーエン（H. R. Bowen）によれば、①企業経営者は、常に主として株主のために行動しており、それにはずれた行動は消極的である、②株主は一般的にいって、企業が行なっている社会的政策に対しては承認をあたえてきた、③株主は、企業の社会的行動について、あまり知られていず、その意義をよく知っていないか

らである。[15] しかし、アメリカで、裁判上の問題にはあまりなっていないが、企業が都市の荒廃、大気汚染、水質汚濁、騒音等の公害の減少、人種的不安、住宅問題、教育、文化および娯楽施設などの解決に参加すべき社会的責任があることは広く一般に認識されているようである。そして、これらの問題が、法廷で争われることになった場合には、ボーエン（H. R. Bowen）は「裁判所が現在、株主のための最大利益という原則に厳密に従うことは、わが国（アメリカ＝筆者注）の社会的な立法に現われた広い目的と全く両立しないことになる。なるほど裁判所は法律によって強制されたのでなければ、企業経営者と株主は社会全般に目を向けた政策を取ってはいけない、という狭い見解を取ることもできるかもしれない。しかし、事実上裁判所がこのような狭い立場を取ることは、もはや全くないといってよい」[16]と主張する。

(2) わが国における法理論　アメリカにくらべると、わが国の法律学者で、企業の社会的責任を論ずる者は従来からきわめて少ない。ただ、会社が社会福祉事業や教育事業に対して寄付をなすことは、会社の権利能力の範囲内のものとして有効と解され、従来から殆んど異論をみないところである。実際上も、わが国の大企業は財団などに寄付をすることが企業の社会的責任の一つをはたすことになると解し、その面の活動はかなり活発である。[17] アメリカ合衆国の各州の会社法が明文をもって、公共の福祉または慈善、科学もしくは教育目的などのため寄附をなしうることを定めていることは、わが国でも立法論として参考となろう。

ところで、企業の社会的責任論と関連して注目される問題は会社の政治献金問題である。周知のとおり、八幡製鉄が自民党に対し、三五〇万円の政治献金を行なった事件で、東京地裁（昭和三八・四・五下級民集一四巻四号六五七頁）は、会社の行為を「取引行為」と「非取引行為」（会社が無償で財産を出捐し、または債務を負担する行為）とに分け、後者は営利の目的に反し、会社の目的の範囲外であるから、定款違反かつ忠実義務違反の行為で、したがって、当該取締役は会社

に対し損害賠償責任を負うとした。しかし、この判決は問題の本質に対する直観は鋭かったが、取引行為と非取引行為とに分けた理論構成には疑問がある。これに対し、東京高裁（昭和四一・一・三一高裁民集一九巻一号七頁）および最高裁（昭和四五・六・二四民集二四巻六号六二五頁）は、会社は「社会の構成単位」であり、政治献金は「対社会関係で有用な行為」となした。これは一見、企業の社会的責任を説くように見えるが、企業と社会との関係、企業の社会的責任を正しく理解していないと言わなければならない。むしろ、政治献金の実態[18]や、選挙制度審議会の第一次、第二次答申および政治資金規正協議会の意見書の趣旨からすれば、会社の政治献金は企業の社会的責任に反するとみるのが、一般社会の健全な常識と言うべきであろう。とくに、最高裁判決には、政治献金が「間接ではあるが目的遂行上必要な行為と言ってよい」との表現があり、企業の社会的責任と「営利性」との調和をはかっているようであるが、むしろ「営利性」の観点を離れ、社会の側から、大企業を真に合理的に社会に奉仕させるための民主的規制を行なう理論が必要であろう。筆者は会社に対しては民法四三条類推適用否定説に立つので、政治献金は会社の権利能力内の行為であるが、一方、後述するように、取締役の忠実義務自体を会社内部の問題に止めず、社会的義務（責任）にまで高めて考えるので、政治献金は取締役の忠実義務に違反すると解する。以上は現行商法の下における解釈論であるが、立法論としては会社の政治献金は禁止すべきである。

最近、その数は少ないが商法学者によっても、企業の社会的責任が論じられるようになりつつある。たとえば、富山教授は企業の社会的責任として論じられているものは、①企業利益につながらなくてもそれをなすことが社会的に望ましい企業行動、あるいは、②企業利益につながってもそれをなすことが社会的に望ましくない企業行動に関する問題と主張される。そして、①の例として環境浄化、汚染防止、被害者救済のために、企業が多額の金を法で義務として定められている以上に支出できるか否かの問題をとりあげ、それは企業の社会的責任を根拠として可

能であると説き、また②の例として、企業の政治献金を論じておられる。[19] また河本教授は企業の社会的責任を社会から企業に対して一定の規範的基準に照らして加えられるサンクションと解され、[20] 新山助教授は企業の社会的責任を問うということは、基本的には、株式会社企業の私的営利追求という側面と公益ないし多元的諸利益関係性という側面との矛盾・対抗の激化によって生ずる諸々の社会的弊害を除去し、その妥当な調整解決を求めることであるとされる。[21] 加藤助教授は、企業の社会的責任を法的に把えると、一個の独立した法的存在としての企業が負うべき一定の不作為義務に違反した場合の刑事、行政および民事（但し特別法の責任）の責任と、今後新たな立法化によって法的にその責任が問われる可能性のあるもの（準法律的責任）を含むとされる。そして近時の企業による買占物件（土地など）の放出・または近時の一連の公害裁判での、企業の側における控訴権・上告権の放棄などは、企業の道義的責任とは言えるが、法的概念として構成することは困難であると解される。[22] しかし、性質上不作為義務に違反した責任などに限らず、土地の放出行為や企業の控訴権・上告権の放棄を含めて、より広い積極的義務・責任を法的に構成することが必要なようにも思われる。

いずれにせよ、多種多様に理解されている企業の社会的責任について、その概念を法的に検討することだけでなく、さらに進んで、その内容ないし範囲を法的に明確にすることは容易なことではない。今までに問題となった企業の政治献金や、今後生ずるであろう具体的問題の解明を通して、煮つめて行く他ないであろう。今の段階で、筆者がこの問題について考えていることは、およそ次のとおりである。①企業の社会的責任論は、基本的には企業の内部からではなく、企業の外部から、社会の視点からとらえるのが正しい。この点、既述した社会学者富永教授の説が参考となる。経営者的視点の限界を克服する理論だからである。しかし、河本教授が、いみじくも指摘されているとおり「この立場では、企業の外部から、一定の規範的基準に照らしてサンクションを加えることに重点がお

かれている以上、企業の外部にあってのカウンターベイリング・パアーの育成は考えても、会社の内部における機構・組織の改正に果して興味をいだくだろうか」[23]という疑問が生ずる。②そこで、社会のサンクション機能に進んで対応するための、企業内部における組織が必要である。そのためには、企業の社会的責任を経営者の利害調整責任と解する経営学の正統的見解よりも、経営者が社会から期待される役割を果すという、ペティットの役割期待の理論が参考となる。前説は、組織を権限の体系として把え、経営権とペアをなすものとして責任を理解しているのに対し、後説は職務の社会性、すなわち職務それ自体の対外機能を根拠にしていると思われるからである。[24]③結局、筆者によれば、一定の規範的基準にもとずく社会からのサンクションと、それに適合する企業内部の経営者の職務を中心とする組織の総合による社会的責任論を確定すべきであるということになる。④それでは、一定の規範的基準とは何か。それは、社会的視点から言えば、サンクション・ルールであり、企業側から表現すれば、ワーキング・ルール（working rules）と言えようが、具体的には、法律のみでなく、たとえば総理府令による排出基準、告示の形による各種の環境基準、地方公共団体がその議会の決議により制定した条例、公害防止協定などの契約、企業が自主的に作成した行動基準、その他慣習、慣行、社会通念などが考えられる。そして、この規範的基準も、助動詞を使って説明すると、①企業が行なわねばならない（must）こと、または行なってはならないこと（must not）、つまり義務の問題と②企業のなしうる（can）こと、またはなしえない（cannot）つまり能力の問題を、その内容に含むように思われる。そして、規範的基準の生成の点では、企業の社会的責任が慣習性に原則として馴染まず、むしろ経済法的性格の問題であるので、法律という形での企業が行なわねばならないこと、または行なってはならないことに重点がおかれるであろう。このことは、企業が自主的に作成する行動基準の存在を否定するものではない。しかし、従来、経営者は自分たちが有能な指導者であり、企業の慣行や問題によく通じているので、彼

ら自身が自己の社会的責任を規定すべきだという立場をとっていた。[25] この温情主義的な見解には問題がある。また、経営者が株主、従業員、地域住民などの受託者であるとする立場では、受託ということは経営者自身に社会の多くの利益グループの利益を規定する力が委任されているという見方が出てくる。[26] 行動基準を経営者の主観的判断に委ねるべきでないとすれば、理論によって、その客観的基準が定められねばならない。この方向を追及してゆけば、行動基準は多くの利益グループが相互に検討し合うという民主的な方法によって最終的なものになっていかなければならない。企業の社会的責任が民主的な過程を通じて効果的に規制されるためには、新しい組織が望ましい。[27] それはわが国の場合、未だ十分に発達していないが、それまでは、消費者や地域住民などによるカウンターベイリング・パアーの存在が効果的役割をはたすであろう。⑤右に述べた一定の規範的基準とも関連するが、筆者は、社会的責任（social responsibility）の内容を、一応、obligation と狭義の responsibility から成り立つものと理解しておきたい。obligation は、企業が行なってはならないこと（must not）のみでなく、行なわねばならない（must）こと、つまり法律上などで余儀なくされる義務を言い、狭義の responsibility 概念は、それ以上の責任を、積極的にたとえば寄附行為などを果たしてゆくことができる（can）ことを意味すると思われるからである。しかし、社会的責任の法的内容としては、obligation が中心とならざるをえないであろう。

(二) 企業の社会的責任と経営者の社会的責任

企業の社会的責任は、一般に、経営学においては、経営者の社会的責任と、ほぼ同じものとして取り扱われてきた。「企業への批判的世論が高まり、企業の社会的責任への要請が高まり、それを企業が受けとめることは実は経

営者が受けとめることなのである」[28]との論理が働いているのであろう。経営者側の主張も同じようである。たとえば、昭和四八年三月経済同友会は「社会と企業の相互信頼の確立を求めて」において、「企業の行動は、経営者自身の意志により決定されるものであるから、企業の社会的責任とは、理念においてわれわれ経営者の社会的責任と同義と自覚しなければならない」と述べている。

しかし、法律上は、法人たる企業とその機関たる経営者とは、別個の人格者であるからその責任も別個に問われねばならないことは言うまでもない。（民法四四条、公害犯罪処罰法四条参照）。

なお、従業員の社会的責任にもふれておく必要がある。経営学では、経営者が従業員に対して分権（実質的権限委譲）を行なうかぎりでは、逆にいえば、従業員が経営機能に参加するかぎりでは、従業員も社会的責任を負わねばならないとの説がある。[29] したがって、従業員は一方では企業または経営者の社会的責任の客体であると同時に、他方社会的責任の主体ともなるのである。この点は法律上も同様に解してさしつかえない（従業員の責任については、たとえば公害犯罪処罰法四条参照）。昭和四八年の森永ミルクヒ素中毒事件の差戻し第一審判決は、工場長を無罪にし、中間管理者である製造課長を禁錮三年の実刑に処したが（徳島地裁昭和四八・一一・二八ジュリスト五五二号四七頁）、その判決の当否はもとより、国の行政責任、企業の社会的責任をめぐって、多くの論議がなされたことは周知のとおりである。

㈢　市場機構の維持と企業の社会的責任

リーガン（Michael D. Regan）は、近代会社の発展方向として、次の三つが考えられると述べている。すなわち、①会社の活動と権力の範囲とが増大するとともに、他方会社の権力に対する社会的コントロールが減少する方向　②企業権力と社会的コントロールとがいずれも減少する方向　③一方での企業権力の増大と、他方での社会的

コントロールの対応的増大への方向である。[30] ①の結果としてはファシズムに似た、対応的コントロールを伴わない産業エリートによる支配が考えられる。②は、企業についての伝統的な自由経済と最も一致するが、企業経営の現実には最も一致しない。③は社会的責任が課せられる。

右のうち、②の方向が最も望ましいことはいうまでもない。そのため、独占禁止法の強化が必要であるが、独占禁止法ではカバーしきれない程度の企業の巨大さは、残存する。そこで、ありうる方向としての③が問題となる。その場合自由な市場機構を維持し、補完するための理論として、企業の社会的責任論が必要である。

註

(1) 事件の事実関係については、拙稿「現代株式会社における取締役の公共的義務」前掲五四頁参照。

(2) Essel R. Dillavou and Charles G. Howard, principles of Business Law, 1955, p. 546.

(3) 拙稿・前掲六二―六三頁。

(4) Howard R. Bowen, Social Responsibilities of the Businessman, 1953. 日本経済新聞社訳。ビジネスマンの社会的責任一七七―一七八頁。

(5) アメリカにおける、企業の寄附行為に関する判例については、森田章「米国における企業の社会的責任論の展開」(二) 民商法雑誌 七〇巻四号六六頁以下、富山康吉「株式会社のなす献金」(二) 民商法雑誌 四七巻五号三八頁以下、加藤良三「企業と社会――その法的考察」組織科学 七巻三号三四頁以下参照。

(6) E. M. Dodd, op. cit., p. 1152.

(7) E. M. Dodd, op. cit., p. 1156.

(8) Adolf A. Berle, Jr., For Whom Corporate Managers are Trustees, Harv. L. Rev. Vol. 45. 1932, p. 1366.

(9) A. A. Berle, Jr. and G. C. Means, op. cit., p. 346. 北島訳・前掲四三九頁。
(10) A. A. Berle, Jr. and G. C. Means, op. cit., p. 355 ff. 北島訳・前掲四四八頁以下。
(11) Eugene V. Rostow, To Whom and for What End is Corporate Management Responsible? in the Corporation in Modern Society, 1960. p. 64. 森田・前掲五七頁。
(12) Wilber G. Katz, "Responsibility and the Modern Corporation," Journal of Law and Economics, Vol. 3. 1960. pp. 75–85. T. A. Petit. 土屋訳 八九頁。
(13) Blumberg, Corporate Responsibility and the Social Crisis B. U. L. Rev., Vol. 50, 1970. p. 205. 加藤・前掲三五頁。
(14) J. A. C. Hetherington, Fact and Legal Theory; Shareholders, Managers, and Corporate Social Responsibility, Stan. L. Rev., Vol. 21, 1969. p. 286. 加藤・前掲三九頁。
(15) H. R. Bowen, 日本経済新聞社訳・前掲一七四頁。
(16) H. R. Bowen, 日本経済新聞社訳・前掲一七九頁。
(17) 朝日新聞、昭和四八年一〇月二五日。
(18) 朝日新聞、昭和四九年九月二八日。
(19) 富山康吉「株式会社法と現代社会――法改正の課題は何か」企業法研究 一三二輯二頁以下。
(20) 河本一郎「企業の社会的責任――法学的考察」ジュリスト 五七八号一〇六頁以下。
(21) 新山雄三「株式会社法と企業の社会的責任」法律時報 四六巻九号三七頁。
(22) 加藤・前掲四一頁。
(23) 河本・前掲一〇九頁。
(24) 大野力「企業の内であれ外であれ人間らしく」企業の社会的責任とはなにか一九八頁も、この点を強調する。

(25) H. R. Bowen, 日本経済新聞社訳・前掲一八九頁。
(26) H. R. Bowen, 日本経済新聞社訳・前掲一九〇頁。
(27) それは私企業および政府の圧力から独立した、利益グループの代表者および学識経験者からなる組織（たとえば委員会）が構想されるべきである。
(28) 高田・前掲〔経営〕一九七頁。
(29) 高田・前掲〔経営〕一九七頁。
(30) Michael D. Regan, The Managed Economy, 1963. p. 235. 桜井・前掲五二巻二号六五—六六頁。

四　社会的責任論と会社法改正問題

企業の社会的責任と会社法とは無縁の関係である、というのが、少なくとも現在の商法学界の主流と思われる。たとえば、この問題に関する座談会において、鈴木治雄氏（昭和電工社長）が、企業の社会的責任は商法とか会社法の枠の中で応えるという性質のものではないのではないか、地域住民、一般消費者などに対して、みなレスポンスするが、その対応の仕方を社会的責任という名のもとに商法の中に持ち込むということは、異質のものが入ってくるのではないか、そのようなものは経済法として専門的によく検討した基準として商法の外枠として考えるべきであると発言[1]したのに続いて、矢沢惇教授は基本的考え方は同じである、その点で現在の議論は多少混済というか、誤った方向にいっている気味がある、商法上問題となるのは経営者が株主および債権者の利益をいかにして守るかが第一であると述べておられる。[2] 清水教授も「企業の活動を、国家的もしくは社会的管理下に置いて組織化

し、統制化するところまで志向して、その『社会的責任』の明確な樹立を図ることは、それはこの上もなく緊要なことではあるが、だがしかしそれは会社法（商法）の問題ではなかろう。……企業の社会的責任は、経済法もしくは行政法において総論的に扱うべきであって、現在の商法の内容としても、将来の商法の在り方としても、企業（会社）の社会的責任は、個別的条文を幾つか設ければよいというようなものではなくて、私法に対する『社会法』の分野で構想されるべきである」とされる。(3)

これに対して、企業の社会的責任を法律的にも肯定し、それを商法の枠内で主張する見解も、最近有力である。たとえば、新山助教授は、企業の社会的責任の課題は「決して単なる会社法的規制においてのみ遂行されうるものではなく、立法政策全体に関わるものであり、私法的規制の全体（取引法規制、不法行為規制等）、あるいは経済法的規制、あるいは公法的行政的規制等の法領域それぞれにおける任務分担の綜合の上に始めてそのトータルな遂行が可能となる」ことを前提としつつ、その会社法的規制の必要を認め、ただし、企業の社会的責任の問い方も会社法的規制の持つ内在的論理と整合的たりうるものに限定されると主張される。(4)

企業の社会的責任と会社法の関係についての筆者の見解は、およそ次のとおりである。商法上、会社は営利を目的とするので（商五二条一項、二項、有一条一項参照）、いわゆる営利法人に属する。すなわち、会社は対外的な活動によって、利益を獲得し、その得た利益を社員に分配することを目的とする法人である。これは、企業の主観に契機を求めた伝統的な商法の考え方である。しかし、この考え方は、企業と社会との関係について全然触れていない。一般的に、企業と社会とは木と森との関係にたとえられる。木が森の一部を構成する要素であると同じように、企業は社会（国民社会またはその一部としての地域社会）の一構成要素である。すなわち、社会には企業のほか、企業と密接な関係を有する株主、債権者、従業員、消費者、地域住民などが存在する。そして、今日、企業は

その数も非常に多くなり、なかには資本金が二千億を超え、従業員の数が何十万という巨大会社も出現している。企業の行動は社会の他の構成員に大きな影響をもつようになったのであり、企業が過度な利益追求を行なうと、他方で、社会の利害関係者の利益を損う危険性をもつ。そこで、企業の行動に対しては、国民社会ないし地域社会から、一定の規範的基準に照らして、サンクションを加えるべきであるということになる。日本国憲法第一三条は生命・自由および幸福追求の権利を有することを宣明し、しかもこの権利は「最大の尊重」を必要とする旨規定している。しかし、同第一二条は、国民はこれらの権利の行使については「これを濫用してはならない」でのあって、「常に公共の福祉のために」これを「利用する責任を負う」ことを明記し、同第一三条はこれらの権利が尊重される条件として「公共の福祉に反しない限り」という制約をしている。営業の自由を認めた同第二二条も、これと同趣旨を明示している。また民法第一条の公共の福祉の原則、権利濫用禁止の原則、民法第九〇条の公序良俗の原則は社会全体の立場から私法関係一般に制限を課している。独占禁止法はその第一条で「国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的」として、国民経済全体の立場から企業関係を規制する。これに対して、商法には、憲法、民法および独占禁止法におけるような公共の福祉の原則が直接には明示されていない。しかし、商法にも、憲法、民法および独占禁止法の原則は当然適用されると解すべきである。

商法は個々の経済主体の利益を基礎として、それら主体相互間の利益の調整を企図するものであり、経済法は国民経済の利益を基礎として、個々の経済主体の利益を超える全体的調整を加えるものであるとの見解[5]が、従来から主張されている。商法も経済法も企業を対象とするから、両者が全く異質なものとは考えられないが、研究方法として、便宜上、または過度的なものとして、両者を別個の法域として把握することは可能であろう。その場合、企業と社会とを木と森の関係にたとえた立場から言うと、商法はいわば木を微視的に研究する学問であり、経済法は

森を巨視的に研究する学問であると言うことも譬喩的には許されるであろう。よく木を見て森を見ないとか、反対に森を見て木を見ないとか言われるように部分と全体とは相互媒介的統一として、はじめてよく理解できるはずである。したがって、経済法は遠くから森を見る目にほかならないが、目のとどく限りにおいて、個々の企業という「木」を細かく観察する必要があろう。商法も、個々の企業という木（とくに内部で起こっているさまざまな問題）を細かく観察する微視的な観点を離れて、「森」を見渡す必要がある。そのさい、木に登って森を見渡すのではなく（企業の側から社会を見渡すのではなく）いわばヘリコプターに乗って、森の全体を見渡すような巨視的な視点が必要であろう。すなわち、経済法的観点から商法を研究する態度が、今日問われていると思われるのである。

では、企業の社会的責任を会社法にどう盛り込むか。とりあえず考慮すべきであると思われる諸点は、およそ次のとおりである。

(一)　株式会社の規制区分の問題

現在、株式会社の総数は百万を超え、その殆んどが法人制度の種々の機能を利用することを目的とする中小ないし零細企業であると言われる。これは現行商法上、株式会社の資本金に最低額が設けられていないためである。従来から、会社法改正の方法としては、株式会社の資本の最低額を法定して株式会社の形態を利用しうる企業の規模をある程度以上のものに制限すべきであるとの見解[6]と、株式会社の形態をとりうる企業の規模には格別の制限を加えないが、資本額、株主の員数などを基準にして比較的小規模なものについては、若干の規定の適用を除外すべきであるとの見解[7]がある。そして、昭和四九年の商法特例法は、大会社、小会社の特例を規定した結果、株式会社の監査制度に関する法規制は、大・中・小の三つに区分されることになった。株式会社の規制区分の問題は、将来は

たして三つに区分するのがよいか、二つに区分すれば足りるかは苦心を要するが、いずれにせよ、企業の社会的責任が問われているのは大規模企業であり、それに即応した規模の規制が立法上必要となろう。そして、大規模企業を対象とする会社法は、現在の商法典から独立した単行法とし、商法だけではなく、これに関連する証券取引法および独占禁止法の規定もこれに統一することが考えられる。(8)

(二) 株主総会の改革（株主の提案権）

企業の社会的責任の達成をうながす規制が社会の側から、企業に対して加えられる環境になると、これに対応して、自己規制力が有効にはたらくような組織が、企業内部でも必要となる。最高機関である株主総会の改革問題の直接の契機となったのは、昭和四六、七年頃最も盛んだった、いわゆる「一株運動」である。すなわち、企業内部に「市民」が登場することによって、始めて企業の社会的責任は、企業の一人よがりではなく、相手のある現実の関係となったのである。

アメリカでは、企業が社会の要請にこたえて、その社会的責任を遂行すべき旨の提案が株主総会で、株主によって、しばしば行なわれている（たとえば一九七〇年のキャンペーンGM）。わが国においては、現行法上株主自ら株主総会を開催する場合（商二三七条）は別として、会社経営に関する株主の「提案権」は認められていない。そのため、わが国の株主運動は、もっぱら株主総会における質問や動議の提出による会社経営者に対する攻撃という形をとった。その結果、防戦に努める経営者側の総会運営と衝突し、総会の紛糾、混乱を招いた（たとえば、チッソの株主総会）。そこで、このような総会の混乱を避け、株主の主張を建設的な形で生かすためには、アメリカの例にならって、わが国でも提案権を認めることが必要であろう。もっとも、わが国でも「上場株式の議決権の代理

行使の勧誘に関する規則」（証取委規則一三号）八条に株主提案権に関する規定がおかれていたが、昭和二四年、二五年の改正で削除されたのである。細かい点は、証券取引法および規則に譲るとしても、提案権は実体的権利であるから、株式会社法に明文規定をおくことが望ましい。[9]

㈢　取締役の義務・責任と取締役会の構成

(1)　取締役の義務・責任　いわゆる経営者の社会的責任については、単に経営者の倫理観に期待するのではなく、どの企業の経営者にも、共通に社会的責任を果し、社会的トラブルの発生を自ら防がざるを得ないような経営体制を法的に準備することが必要である。

私は現行商法の解釈論として、第二五四条ノ二は取締役の社会的義務を定めたものであり、第二六六条ノ三は取締役の社会的義務違反の責任を定めたものと考えている。この第二五四条ノ二の規定の前身をなす仮案が、取締役は「株主」および「債権者」の利益を考慮して、会社のため誠実に業務を遂行する義務を負うべきものとされていたが、[10] 立法論としては、さらに「従業員」「消費者」「地域住民」など、[11] いわゆる「公共の利益」の要求するところに従い、忠実にその職務を遂行する義務を負う旨定めるべきである。

このような一般的規定を新設することの是否については、積極論[12]と消極論[13]がある。消極論は、①訓示規定であるから実効性がないということ、および②ナチズム、ファシズムの復活のような危険性を感ずることを論拠とする。これに対して、積極論は①企業のあまりに過度な利潤追求に対する反省と、企業の社会的責任の自覚を経営者にうながすことは、他の各法律の訓示規定と同様、それなりの意義がある、②ナチズムやファシズムの思想の復活は現代には通用しない、ということを根拠とする。一般的規定として、「公共の福祉」規定は、すでに憲法（一二条、

二九条など）や、民法（一条）に存在しており、「公共の利益」は独占禁止法（一条）に存在することは既述したとおりである。筆者によれば、これらの規定はいずれも商法に当然適用されるべきであると考えるので、商法中に「公共の利益」の規定が設けられても、とくに問題になるとは思われない。ファシズムの出現が、一般的規定の有無によって、必ずしも左右されるものでないことは、残念ながらわが国において戦前、戦中においてすでに経験済みである。今日ではあくまで民主主義の基礎の上にたって理解される「企業の社会的責任」や「公共の利益」の主張の必要性が大であり、現在のところ、社会的責任の問題が極めて複雑で多様な側面をもっているため、未だ具体的規定が設けられていない問題（たとえば企業の政治献金）について、一般的規定が解釈論の指針となることが期待されるのである。しかし、一般的規定よりも具体的規定によって、企業に社会的責任を遂行せしめることが望ましいことは言うまでもない。

(2) 取締役会の構成　取締役の社会的義務に関する一般的規定の新設だけでは十分とは言えない。とくに、わが国における経営体制の実情を考慮すると、どうしても取締役会の改正問題にふれざるをえない。わが国の取締役会の実際的構成をみると、内部取締役が圧倒的に多い。しかも、多くの取締役が生産、販売、人事などの職能部門の部門管理者でもある。これでは、全般経営者たる社長の権限をチェックすることも、企業活動にともなって企業と社会との間に発生する社会的性質をもつ問題に対処することも困難であろう。

すでに、具体的提案として、①内部監査をしている部局を、取締役会ないし常務会から独立させて、取締役会の決定をチェックするためのセクションとし、そのヘッドに業務担当でもなく、従業員でもない取締役いわば「内部監査担当取締役」を当てるべきであるとの見解[14]、②消費者、地域社会など利害者集団別の担当取締役制を導入すべきであるとの見解[15]、③取締役会に社外重役を導入すべきであるとの見解[16]、④複数の利害者集団の利益代表者をそれ

ぞれの取締役に選任すべきであるとの見解、[17] ⑤公共的な代表を政府が取締役に選任すべきであるとの見解[18]などがでている。企業の自主的コントロールと、社会的コントロールのいずれに重点をおくかにより、見解が分れるが、詳細はいずれも、今後の検討課題であろう。

(四) 営業報告書と環境情報の開示

取締役の社会的義務に基き、取締役と株主、債権者など会社の利害者集団との間には、一種の準契約的関係を擬制することができるから、取締役がその職務を行なうに当って、その忠実義務に違反した場合、商法第二六六条ノ三の規定により、損害賠償責任を追求されることになる。しかし、取締役の忠実義務違反に対する事後的救済よりも、会社の経営の実情をできる限り公開せしめることが、会社の経営から引き離された株主その他の利害者集団を保護する方法として重要である。現行商法は不十分ではあるが、株主、会社債権者、さらにこれから株主になろうとする一般投資家のために、決算書類の公示を定めている（商二八一条、二八三条二項、二九三条ノ五）。証券取引法はその制定当初、その第一八条において、会社役員の情報開示に関する責任を法定していたが、昭和二八年の改正でこの規定が削除された。しかし、昭和四〇年前後以来の株式会社の粉飾決算あるいは逆粉飾決算の多発化を契機として、昭和四六年の証取法改正により再度、会社役員の情報開示に関する責任が設けられるに至った（証取法二一条二項一号、二一条三項、二四条ノ四）。

最近、大規模企業において、営業報告書を改善し、「社会責任指標」をとり入れたり、企業の社会への「貢献」状況を項目別に説明し、これを情報として一般株主に提供する試みがなされている。このような試みは、消費者運動の指導者ラルフ・ネーダー（Ralph Nader）が、一九七一年六月に、アメリカのファースト・ナショナル・シティ銀

行（FNCB）の告発書を発表し、①FNCBは大企業融資を優先していること、②ニューヨーク市の住宅難を無視していること、③黒人、女性、ユダヤ人の昇進を制限していることなどと、きびしい追求をしたのに端を発したと言われる。[19] そして、アメリカでは実際にGM、I・B・M、U・S・スチール、ゼロックス社などで、社会貢献度を示す営業報告書が用いられている。わが国でも、経済同友会が、昭和四八年の年頭見解「福祉経営への転換」で、社会貢献度を示す指標づくりの着手を宣言し、同年三月の幹事会採択の「社会と企業の相互信頼の確立を求めて」において、具体的な営業報告書の提案を行なった。そして、実際に日本電気その他の会社が、企業の社会的責任を盛り込んだ営業報告書を使用するに至っている。目下、大規模企業の自主的、自発的試用期間という感じの段階である。なお、念のため申し添えると、今問題にしている営業報告書は定時株主総会終了後、株主宛に送付する実務慣行として、企業サイドの産物として発達した営業報告書である。このほか、商法二八一条第三号に規定する営業報告書があるが、これについても、現行商法は記載事項を法定していない。いずれにせよ、営業報告書に関する議論が煮つまり、商法改正の機が熟すれば、おのずから営業報告書の記載事項の法定が検討されることになろう。

(五) 社会的責任会計

最後に、会計学者によって問題提起された社会的責任会計制度にふれておきたい。社会的責任会計制度と言っても、現在、完成された姿で提案されているわけではない。会計学者の論文のほとんどが、会計の社会化に関する問題の提起か、構想の素描か、あるいはアメリカなどの実情紹介を中心としたものである。

アメリカでは、一九七二年、アブッ社（Abt Associates, Inc., of Cambridge Massachusetts）が、社会的貸借対照表と社会的損益計算書を、伝統的な財務的貸借対照表と損益計算書とともに、アニュアル・レポートに公表し

た。その社会的貸借対照表において、スタッフ、組織調査研究などの社会的資産と、公害などの環境に関する社会的債務と社会的持分を表示し、社会的損益計算書には、スタッフ、コミュニティ（環境改善など）、一般公共（租税など）顧客ごとの費用・収益の対照を表示している。[20]

わが国においては、昭和四七年、ブリジストン・タイヤ株式会社で社会責任会計の試行が行なわれ、[21]経済同友会も、昭和四八年「社会と企業の相互信頼の確立を求めて」という報告書のなかで、社会的責任費用という言葉を使用している。また、日本能率協会が昭和四九年四月に「複合責任会計制」を発表しており、その提案内容はかなり具体的であるので、次に簡単に紹介しよう。それによると、企業は株主に対して責任を負うだけではなく、消費者、従業員、地域社会、環境共有者、資源共有者などのいわゆる「委託者」に対する複合責任があると解し、こうした委託者に対する報告制度の確立が社会責任を全うする上で重要だと主張する。そうした観点から、財務会計を「複合責任貸借対照表」「複合責任遂行計算書」という新しい形に改める必要があると提案している。黒沢教授によれば、会計の社会化の指標は①企業会計原則の確立、②独立の公共会計士による企業の会計監査、③社会会計の発達である。[22]このうち、①と②は、現行商法の下でもすでに実現している。とくに②は証券取引法による監査のほかに、昭和四九年の商法特例法によって、資本金五億円以上の株式会社について、その実現をみたのである。③が発達すれば、当然それに即応した法改正も日程にのぼるかも知れない。

註

（1）商事法務六八八号五―六頁における発言。

（2）前掲商事法務六―七頁における発言。

(3) 清水新「企業法制社会化の課題」企業法研究　二三二輯一一頁。
(4) 新山・前掲三七頁。富山・前掲・企業法研究　二三二輯四頁、河本一郎「企業と社会」企業・経営と法　一〇頁参照。
(5) 鈴木竹雄「経済の変遷と商法」商法の企業法的考察の意義　七三頁、八七頁、また、同「経済統制法と商法」同書一一三頁、一一六頁も同旨。
(6) 松田二郎・会社法概論　七三頁、田中誠二・会社法詳論上　九五頁。西原寛一・商事法研究　三巻一三〇頁。
(7) 矢沢惇・注釈会社法(1)　五二頁、鈴木「株式会社法の再改正」ジュリスト　一〇〇号記念二一六頁。
(8) 同旨・大住達雄「今後の株式会社法の諸問題」商事法務　六九〇号五頁。
(9) 同旨、龍田節「株主の総会招集権と提案権」法学論叢　七一巻二号四六頁、前田重行「株主提案権について」私法　三四号一五五頁。
(10) 伊沢孝平・註解新会社法　四一八頁参照。
(11) 経営者をとりまく「利害関係者」が誰であるかについては、経営学においても、未だ定まっていない。高田・前掲〔経営者〕四五頁は、諸家の見解を一覧表に整理している。
(12) ジュリスト五七八号一〇二頁における横山利秋氏（衆議員議員・社会党）の発言。
(13) 前掲・ジュリスト同頁における竹内昭夫教授の発言。河本・前掲ジュリスト五七八号一一四頁。
(14) 矢沢・前掲商事法務六八八号一四―一五頁における発言。
(15) 菊池敏夫「企業の社会的責任と自己規制力〔下〕」商事法務　六〇八号一〇頁。
(16) H. Koontz, The Corporate Board and special Interests, Business Horizons, Vol. 14. No. 5. 1971. pp. 75-82.
(17) 日本能率協会「新しい社会性を求めた企業経営のあり方に関する研究報告」二三頁、M. D. Regan, op. cit., pp. 242-243。George Goyder, The Responsible Company, 1961. 喜多了祐訳・第三の企業体制――大企業の社会的責任　一一四―一二

八頁。

(18) R. A. Gordon, Business Leadership in the Large Corporation, 1945. pp. 348-351.

(19) 朝日新聞、昭和四八年二月一八日。

(20) 守岡道明「企業受難時代を突破する報告革命」プレジデント一一巻三号二二一―二三五頁。なお、社会監査の構想はすでにイギリスにおいて、ゴイダーによって、一九六一年示されている。G. Goyder, op. cit., Chap. 17. 喜多了祐訳・前掲一七章参照。

(21) 近藤・前掲・経済評論　二二巻一二号二二頁。

(22) 黒沢清編・会計と社会　九頁以下。